

2 立地適正化計画改定の概要

2-1 豊川市立地適正化計画の概要

- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、持続可能な都市を形成していくため、都市再生特別措置法に基づき、平成 29 年 2 月に豊川市立地適正化計画を策定しています。
- 令和 3 年 3 月に計画を改定し、誘導施策の追加や、誘導区域、誘導施設の見直しを実施しています。

2-2 今回の改定ポイント

(1) 立地適正化計画の改定

- 都市再生特別措置法により、**おおむね 5 年ごとに、施策の実施状況等についての調査、分析及び評価を行うこと**とされています。今年度、現行計画への改定からおおむね 5 年が経過することを踏まえ、**目標値の達成状況や誘導施策の実施状況、及び誘導施設の集積状況を確認**します。
- 豊川市総合計画や豊川市都市計画マスタープランが現在改定中であり、この改定に合わせ、豊川市立地適正化計画の改定を行います。
- 都市再生特別措置法の改正（令和 2 年 6 月）による**土砂災害特別警戒区域等の取り扱いの変化等に応じて本計画の妥当性を検証**し、本計画をとりまく環境の変化に即した内容へと改定を行います。

図 現行計画の目標値

評価指標	基準値	現況値	目標(令和 22 年) (2040 年)
居住誘導区域の人口密度	49 人/ha (平成 22 年国勢調査)	52 人/ha (令和 2 年)	49 人/ha
主要な鉄道駅※の 1 日あたりの乗車人員	19,126 人 (平成 26 年度)	20,374 人 (令和元年度)	20,000 人

現況値から 5 年後の想定値を算出し、中間評価を実施します

※ 主要な鉄道駅：各都市機能誘導区域の中心である以下の 11 駅を対象とします。
J R 豊川駅、三河一宮駅、愛知御津駅、西小坂井駅、小坂井駅
名鉄 豊川稲荷駅、諏訪町駅、八幡駅、国府駅、名電赤坂駅、伊奈駅

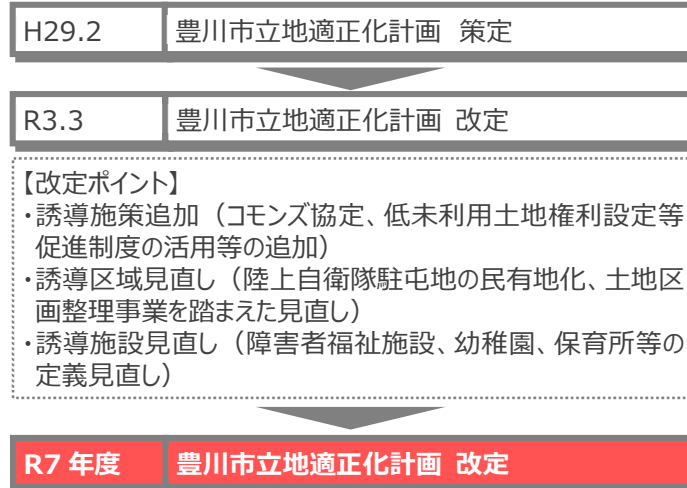


図 これまでの経緯

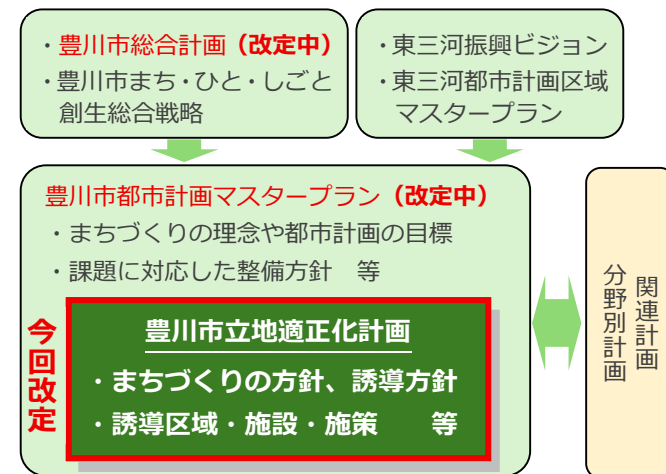
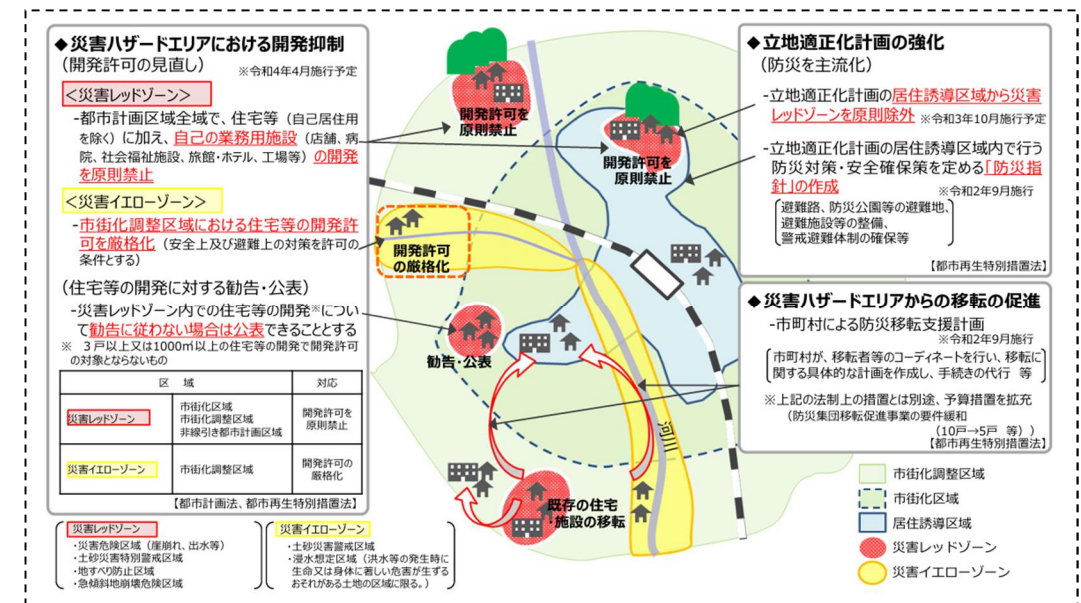


図 上位関連計画との関係性

(2) 防災指針の策定

○都市再生特別措置法の改正（令和 2 年 6 月）により、激甚化、頻発化が著しい自然災害に対応した安全なまちづくりの推進に向けて新たに「防災指針」を位置づけることとなりました。



（国土交通省資料『「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について』より）

2-3 今後のスケジュール

会議名	開催時期	内容
第 1 回作業部会	令和 7 年 8 月 5 日（火）	・立地適正化計画改定の概要 ・中間評価の結果 ・立地適正化計画改定の方針 ・防災指針（素案）
第 2 回作業部会	令和 7 年 9 月 22 日（月）	・立地適正化計画改定（案） ・防災指針（案）
第 1 回専門部会	令和 7 年 09 月 30 日（火）	・立地適正化計画改定の概要 ・中間評価の結果 ・立地適正化計画改定の方針 ・防災指針（素案）
第 2 回専門部会	令和 7 年 10 月 28 日（火）	・立地適正化計画改定（案） ・防災指針（案）
第 3 回専門部会	令和 7 年 11 月 12 日（水）	・立地適正化計画改定（案） ・防災指針（案）
住民説明会	令和 7 年 12 月下旬	・立地適正化計画改定（案） ・防災指針（案）
パブリックコメント	令和 8 年 1 月	・立地適正化計画改定（案） ・防災指針（案）
都市計画審議会	令和 8 年 2 月	・立地適正化計画改定（案） ・防災指針（案）